

第 13 回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成 24 年 2 月 13 日（月）

19：00～21：00

場所：市役所 庁議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、梶原委員、長谷部委員、川浪委員、片桐委員、
野村委員、河野委員

（庁内プロジェクト・チーム）中野主事、半田主事、松岡主任、梅原主査、渡辺主任、
高倉主任、原主査、井上主事

（事務局）原田部長、宮崎課長、橋本係長、笹倉主任

1、開会挨拶

【宮崎課長より挨拶を行う】

2、庁内プロジェクト・チームの紹介

【各自、自己紹介を行う】

3、配付資料の説明について

【事務局より説明を行う】

4、たたき台案についての意見交換

発言の要旨

嶋田先生：今回は、＜地域コミュニティ＞のところから再スタートということですが、庁内プロジェクト・チームの方も参加されていますので、簡単で結構ですから、新しく作成し直した【たたき台案】に基づき、＜前文＞から＜地域コミュニティ＞までの説明をお願いします。

事務局：【新たに作成した、たたき台案に基づき説明】

嶋田先生：説明を受けて、意見があればお願いします。

委員A：作り直した【たたき台案】が送られてきたのが、3 日前だったのであまり読み込んでいないのですが、項目ごとに意見があります。本来であれば、今日は＜地域コミュニティ＞から再開ですが、できれば【たたき台案】の最初に戻って意見を聞きながら進めていくのがよいと思います。

嶋田先生：それでは、最初から進めていきたいと思います。通常は、＜前文＞は最後まで進めてから、まとめるのがいいと思います。

委員A：まとめるのは、最後でいいですが、＜前文＞について少しだけ意見を言

わせてください。『小鹿田』についても盛り込んで欲しいです。九州で初めて国の重要文化的景観に選ばれているので名誉なことだと思いますし。

嶋田先生：それでは、＜前文＞について、これだけは入れて欲しいというのがありましたら言っていただいて、最終的には、この【たたき台案】を修正してもらったものを出していただくようになるかと思います。

委員A：【たたき台案】に参考として載っている「燕市」の前文には、「私たち一人一人がまちづくりの主人公」とか、「お互いに地域を支えるパートナー」とか書いています。要するに市民の立場の視点が書かれてあるのですが、【たたき台案】の＜前文＞には、市民の立場が書かれていません。市民の立場の視点の記述を入れて欲しいところです。それと、「独自の魅力ある燕らしさがあふれるまちづくりを私たちみんなの力で進めていく」というように、目的が書かれていますが、今の案には、このような目的が書かれていません。例えば、「暮らしやすい日田を目指す」とか「自然と共生する日田を目指す」とか、そういう内容が必要だと思います。

嶋田先生：ちなみに目的というのは、どのようなことを指すのでしょうか。

委員A：未来志向のこと、「〇〇になりたい」ということだろうと考えています。

嶋田先生：この会議の場では、未来志向のことはすぐには思い浮かばないと思いますので、次回の会議までに庁内プロジェクトの方も含めて案を考えていただければと思います。その他、何かありましたらどうぞ。

委員B：「林業」について入れてもらいたいです。それと、廣瀬淡窓について触れられていて良いのですが、「廣瀬淡窓が多くの人材を育てた」というのを入れて欲しいです。

嶋田先生：私としては、廣瀬淡窓の「いろは歌」を試しに入れてみてもよいのではないかと思います。どうしても、その部分だけ浮いてしまうようであれば外せばよいので。

委員C：林業とか水郷とか出てきていますが、「温泉」について入れられればと思います。天瀬には源泉かけ流しの温泉がありますので。

委員D：主観的かもしれませんが、文字の使い方というか、行政的な言葉使いになっていますので、前文くらいはもう少し情緒が感じられる言葉使いでもよいのではないかと思います。

嶋田先生：表現の仕方などは、【たたき台案】を最後まで見てから考えることになると思いますので、まずはキーワードとして入れておくものがありましたら。

委員E：全体の話を進めていったうえで、日田市内の地区を分けて細かく書いて

いくのか。それとも、前文以外の条文での内容によっては、前文を簡単に書くことになるかもしれませんし、現時点ではわかりません。

嶋田先生：全体のバランスは最後に調整して議論する必要があると思います。それでは、＜前文＞については、今の話を踏まえて原案を作り直していただいて、それを基に叙情的に修正するということをしていきたいと思います。それでは、次の＜目的＞に行きたいと思います。

委員D：＜目的＞についての、条文案がありますが、後に出てくる＜定義＞を先に議論しないと、例えば「市民とは何なのか」といったことがわからないまま話を進めるということは難しいと思います。＜定義＞の方を先に話したほうが後の進み方がスムーズになるような気がしますので。

嶋田先生：それでは、＜目的＞と＜条例の位置付け＞は後で話すとして、＜定義＞についてです。この項目で一番議論になるのは、住民の中に外国人を入れるかどうかということです。住民投票をどのように考えるかですが、現行法上は住民投票結果は参考意見にしかできません。法的拘束力はありませんので、外国人の意見を入れてもいいのではないかという考え方もあります。

ただ、住民投票結果には事実上の拘束力を持っていますので、市や議会は結果を無視するわけにはいかないという点に着目して、市の方向性を決める重大な決定について国籍を持っていない人が関わっていいのかという考え方も一方であります。

委員A：地方自治法上に定められている住民投票と、それ以外の住民投票とを分けて考えるということではできないのでしょうか。例えば、極端な話ですが、ゴミ処理問題とかであれば、税金を納めていて行政サービスを受けている外国人であれば参加してもよさそうな気はしますが。

嶋田先生：住民投票について、外国人も投票できるとする考え方の根拠のひとつは、納税して行政サービスを受けているということです。

委員A：地方自治法上で規定されている首長の罷免のような重要な住民投票でなければよいのかなと思ったところです。この【たたき台案】で考えている住民投票が何かはわかりませんが。

委員D：住民投票については、他の法律なども絡んでくると思いますので、一つの考え方として、自治基本条例では、「住民投票については別に定める」というようにはできないのでしょうか。

嶋田先生：今の【たたき台案】では、住民投票については別に条例を定めるとなっているようです。実際に住民投票をするとすると、細かいことなど住民投票条例を作らないといけないわけですが、大枠については自治基本条例に書き込むことになると思います。

委員D：自治基本条例に住民投票の大枠を書き込まないといけないのでしょうか。

嶋田先生：「住民投票ができる」となっていて、「投票できる住民」は誰なのかということがないと都合が悪くなるのではないのでしょうか。もちろん自治基本条例に住民投票を入れないというのであれば、定義付けしなくても問題はないです。

委員D：私は最初「市民は誰である」とか、「住民は誰である」とかよりも、「市民」「市」「議会」の枠に当てはめてはどうかと考えていました。私は「市民」の中に「事業者」も含めるべきだと思っていたのですが、住民投票のことを考えると「事業者」を「市民」に含めることはできなくなるのでしょうか。

嶋田先生：制度設計上は、事業者に住民投票で一票を与えることもできます。海外での事例がありますが、ただし、それを採用するかどうかということになります。

委員D：この【たたき台案】でいう「市民」には、事業者は入らないように思います。事業者でも個人は市民として入るのかもしれませんが、法人が入らないのはどうなのかなと思います。そうであれば、「市民」の中に、「事業活動を行う個人及び法人」ということで定義付けしてしまえばいいような気がします。

嶋田先生：今の話は、「市民」という枠の中に法人まで含めるかどうか。「市民」に定義付けをすれば「市民の権利・責務」に掛かってきます。ですから、今の【たたき台案】の「市民」の定義には、「事業者」が入っていないので、権利がないということになります。しかし、それに対して、「事業者」も「市政運営に関する情報を知る権利を有する」というような権利があってもよいのではないかと。そうであれば、「事業者」を「市民」の中に定義付けしてもよいのではないかという意見だと思います。これは、定義の仕方の問題なので、どう考えるかだけです。

それに対して、「住民」の定義については、住民投票との絡みが出てくるので、事業者を入れることになると1社に対して一票を与えることになりますので、そこをどのように考えるかになります。

委員A：「事業者」に住民投票としての一票を与えるというのは考えられないです。住民投票できるのは、自然人だけになると思います。

委員B：今の【たたき台案】の「事業者」についての定義であれば、市内に事務所は必要なくて、市外から来て事業活動をしている個人法人と読むことができます。先ほど外国人の話が出て、日田市に納税しているからということでしたが、それと同じように考えて「事業者」としても納税していること、つまり事務所などが必要なのではないのでしょうか。そのように考えて、「事業者」を住民に入れてはどうでしょうか。

委員A：条文ごとに「事業者」を除いたり含めたりしないといけなくなり、複雑になる。それがよいかどうかです。

嶋田先生：論点として、「事業者」を「市民」に含めるかどうかというのは、「市民としての権利と責務」をどの範囲まで認めていくべきなのかということになると思います。権利責務について、「事業者」についても認めてよいのではないかなれば「市民」に含めてもよいのではないかなとなるのだと思います。次に、住民投票との関係で「住民」の定義が問題になってきます。外国人を含めるかどうか論点になりますが、今の【たたき台案】だと、住所を有している者ということなので、日本人外国人を問わないということになっています。それと、今の話にあったように「住民」の中に「事業者」を含めてもよいのではないかとありました。ただし、「事業者」に一票を与えるのは画期的なことですが、「法人格を持っている個人事業者」に一票、そして、「日田市の住民」だから一票ということで、合計すると二票になってしまう。この問題をどう考えるかになります。

委員A：住民投票をすることができるものに、「事業者」を含めるのは無理でしょう。投票者名簿作成の段階で困難です。やはり、住民投票は自然人だけにすべきです。

嶋田先生：技術的には、住民投票をすることができる者は自然人だけになると思います。「住民」については、法人は含めず、自然人だけ。そして、今の案では外国人まで含まれていますが、日本人だけに限定するのかどうか。これは、大きな問題で重たい内容ですので、再度最後に議論することになると思います。

委員F：「住民」「市民」の定義に関連して、市内にある別荘の問題があると思います。別荘だけあって、たまに来るわけですから、住民登録をしているわけではありません。ただ、火災の問題や広報誌の配布の問題などもあるので、最後にまた議論する内容に含めてもらえればと思います。

委員A：「住民」の定義として住民登録をしている者ということにできないのでしょうか。別荘に来ている人は、住民登録までしている人はほとんどいないと思います。

委員E：これは、別荘にいる人も「住民」にしておいてもよいのではないのでしょうか。別荘の火災の時などもそうですし、別荘を持っているのだから、たまにしに来なくても地域のことを考えてくださいとなるのではないかなと。

委員D：別荘を持っている、つまり、市内に資産を持っていることについては、以前の会議で北九州市自治基本条例の例がありました。「市内に不動産を有する人」も含めているということで。

嶋田先生：今の話を整理しますと、別荘に住んでいる人であっても責務を果たしてもらいたいということでしたので、「市民」若しくは「住民」に含めなければいけないわけです。問題は、住民に含めた場合には、住民投票に結びついてきますので、そこまでするかどうかな。先ほどの委員さんの話だと、別荘に住んでいる人を住民に含めて、地域の一員ですということで責任を負わせるような形にした方がよいのではないかなという問題提起だったと思います。これとは別に、不動産を

持っている人たちも責務を問われなければならないという話。この人たちに住民投票の権利を与えるのは疑問がありますので、入れるとしても「市民」の定義に含めることになると思います。ただし、今の案の市民の定義だと、市外の人で、不動産を持っている人は含まれませんので、それを入れる工夫をしていただくということになろうかと思います。

別荘居住者を「市民」に含めるというところまでは話の流れからすると、よいと思うのですが、「住民」に含めるかどうかは議論が必要だと思います。この話と外国人の話の２点は、今後も継続して考えていく必要があるでしょう。

それと、「事業者」を「市民」に含めるのか、別にするのかも今後の継続ということ。

委員Ａ：市職員はどこに含まれるのですか。

事務局：市長の中に入ります。

嶋田先生：個人的には、「市」を「市の執行機関」に限定して使うことには若干違和感があります。「市」と言った場合には、住民も地域も議会も全部含むので。

委員Ａ：「地域コミュニティ」の定義の中に、「その他地域住民で自主的に構成され当該地域に関わりながら活動する団体」とありますが、市内全体に関わるＮＰＯなどはどこに含まれるのですか。地域コミュニティになるのですか。

事務局：現段階では、地域コミュニティに含まれるものと考えています。

委員Ａ：一つの地域に関わるＮＰＯであればよいですが、市域全体に関わるＮＰＯが存在しないわけではないでしょうから。

嶋田先生：「地域コミュニティ」の定義として、「団体」というのが、気になります。コミュニティというと「活動する場」という意味合いの方が強いような気がしますので。地域コミュニティが活性化するという場合、「団体」が活性化するというより「その地域」が活性化するような気がします。

ＮＰＯということが明確に出てきた方がよいのではないかとということと、事例をもう少し調べていただいて、「団体をいう」ということ以外に表現がないかどうかということをお願いします。

それと、先ほどの繰り返しになりますが、「市」という定義についてです。「日田市自治基本条例」という場合に、「ここでいう日田市は行政機関なのか」という風になりかねません。

委員Ａ：一般的に、例えば「市側の説明」といった場合には、「行政機関側の説明」という意識です。

嶋田先生：ただ、それが今までの自治のあり方の表れなのかもしれません。「日田市」といった場合には、「行政機関」を指す。それ自体が自治のかたちを示していたのかもしれません。そこを変えていくというのが自治基本条例になりますので。

それでは、「市」の部分は、もう少し考えていただくとします。

次に、＜自治の基本原則＞を見ていきますが、「男女の本質的平等」という表現はどこからか持ってきているのですか。

事務局：ここでふさわしいかどうかは、わかりませんが、憲法第 24 条から持ってきています。

委員 A：細かい話かもしれませんが、1 号から 5 号ありますが、表現が重なっているので好ましくないと思っていますところ。4 番目に「市民の自主性及び自立性を尊重し、協働すること」と書かれていますが、そもそも「協働する」ことの定義が、自主性及び自立性を尊重とっているわけですから、同じこと言っていることになります。文章を変えないといけないと思います。

そもそも、ここでは自治の基本原則というよりも、まちづくりの基本原則という印象を受けてしまいます。

嶋田先生：この項目の書き出しとしては、参考自治体で載っている奥州市のように「基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければならない」とした方がよいのかもしれませんが。

今のたたき台案では、「まちづくりを推進する」と書いていて、各号で、また「まちづくりを推進する」と書くと重複してしまうので。

委員 D：2 点あります。前に戻って申し訳ないのですが、前文の案について、「ですます調」で書かれていて、それ以降は「である調」になって堅苦しい印象がします。各条文についても、「ですます調」ではどうかということ。それと、条文の書き出しとして、「市、市議会及び市民は」という表現がいくつか出てきますが、「市民」という言葉が先になったり後になったりと統一されていないようなので順番を合わせた方がいいと思います。

事務局：みなさんに議論していただきたい点です。現時点では、条文ごとに変えています。自治基本条例を通して一番変わらなければならないのは、「市」ですので、条文内容によっては、「市」を先に書いたり後に書いたりしています。

嶋田先生：事務局としては、理由があって「市、市議会、市民」の順番を使い分けているようですが、この基本原則については、「市民」が先になるのではないのでしょうか。

委員 B：前回も言いましたが、「市職員」であっても「市民」であるわけです。今のたたき台案では、「市民」と「市役所に勤めています」という風に読み取れないのが、どうしてなのかなと思います。

嶋田先生：定義のところで「職員」を入れて、「職員も市民である」としてみるのもあるかもしれませんが。「市民」であれば日田市内に住んでいなくても働きに来ていれば含まれます。

委員B：市職員になれば、市民という立場がどこかに行ってしまうようなところがあるように思えるので、「自分達も市民です」というのを持っていて、それに加えて市職員として責務を果たすということになろうかと思います。

事務局：今までの会議で、職員も市民であるということが話題に出ました。書き込む場所がどこになるかというのがありますが、一応後ろの方に書いています。＜職員の責務＞という項目の条文案に、「市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。」という記述をしています。今、委員さんの話にあったことが、これに当てはまるかどうかはわかりませんが書き込んでいます。ここでは、駄目で定義付けしないといけないということであれば、修正してもよいと思います。

委員A：私はこの書き方でよいと思います。「市民」「住民」「職員」というのは重なりますので、全部を定義付けせずに条文の中で読み取る事ができればそれでいいと思います。

委員B：定義付けしなくても、この＜職員の責務＞の書き方でもよいのですが、私個人だけかもしれませんが、各条文の中身に関していうと、市民と行政職員を分けて考えているように感じられます。

委員A：分けて考えなければならないところもあると思います。例えば、「市民参画」を考えてみると、「市の政策に関わる」などとなっています。市の政策を実務として行うのは、市の職員です。ですから、職員と市民を分けざるを得ないことになります。

嶋田先生：＜職員の責務＞のところで、今の案は、「地域社会の一員」という表現になっていますが、これは少し曖昧ですので、「職員も市民である」ということを強調して書くのもいいと思います。

委員D：少し前に戻りますが、＜定義＞の中の、「まちづくり」についてです。今の記述よりももう少し広く書いた方がよいのではないのでしょうか。

嶋田先生：「公共的活動」というのが、市民側の活動で、「市政運営」というのが行政側の活動なのではないのでしょうか。

委員D：そうすると、一般市民からして「公共的活動」の範囲がわからなくなりそうです。何が公共なのかということで。ですから、「住み良い社会の構築」のように、「公共的活動」とはっきり言わずに、害にならない活動ならよいくらいに緩い感じにしておく、全体を網羅するような記述がよいと思います。

庁内PT①：「まちづくり」の定義を読んだ時に、「市政運営」の全般が含まれていることに、やや違和感がありました。たたき台案の「まちづくり」についての解説文には、「市が主体で行う地域づくり」と書かれており、この書き方で条文化ということであれば問題ないです。ただ、「市政運営」という言葉を、まちづくり

の定義として全部条文に入れてしまうのは、疑問があります。

嶋田先生：それは、どのような意味でしょうか。

庁内P T①：＜市民の責務＞として、「まちづくりの主体」ということが出てきます。市政運営の全部ではなくて、市民がするのは市政運営の一部だと思いますので。

嶋田先生：ここでいう「市民」というのは、ある種抽象的な集合体だと思います。「市政運営」というのは、ある種自治体全般の運営になると思います。ですから、抽象的にいうと、市政運営の主体は市民になると思います。ですから、そのところは矛盾しないと思いますが。

庁内P T①：実際に、執行している行政と住民が完全に一体なのかと言われると距離があると思います。実際に執行しているのが住民というわけではありませんので。

嶋田先生：確かに市民が執行主体ではありませんが。

庁内P T②：先ほどの話についてですが、まちづくりというのは市民が誰でもできると思います。ですから、「市政運営」というのを敢えて書き込まなくても、まちづくりは誰でもできるといったニュアンスで書けばよいのではないかと思います。

嶋田先生：敢えて分けせずということですが、分けしなかったらぼんやりした感じになって、何を指しているのかわからなくなってしまいますが。

庁内P T②：ぼんやりというか、ワーキンググループの委員さんも仰っていましたが、もう少し大きい枠で捉えて、良い表現でまちづくりを定義することだと思っています。

嶋田先生：庁内P Tの方がおっしゃった意味とは違うかもしれませんが、一般的にこの条文は、市政運営の主体は市民だと言われてしまうと行政としてやりにくくなってしまう。一体化してしまうことによって、市民からのプレッシャーが強くなるということを心配されるケースがしばしばあります。

ただ、ここではあくまで抽象的な意味でいう「市民」が、まちづくり市政運営の主体であるということですので、否定できないと思います。それを言った上で、一部の市民だけが関わることはないように透明性を確保する仕掛けを同時に作っていかないといけないと考えています。

委員A：「市政運営」を定義した方がいいと思います。

嶋田先生：市政運営を定義付けるのは、難しいと思います。行政が市政を運営してきたわけです。そうではなくて、あくまで主体は市民であるということが、自

治基本条例の大きなポイントだと思っています。

委員D：先ほどの庁内P Tの方の発言についておたずねします。確認になるのですが、「まちづくり」の定義として「市政運営」について意見を言われていましたが、「住みよい地域社会を目指して行わない市政運営」があるのでしょうか。そのように受け取ってしまいました。

庁内P T①：そうではありません。条文案の下に書かれています「説明」の中に、まちづくりについての内容があります。ここに、「市が主体で行う地域づくりを市政運営」と書かれています。ですから、「市政運営」の解釈が何かということが知りたかったというのが発言の意味です。「市政運営」の中には、「市が主体で行う地域づくり」とそれ以外があると思いますので、そこまで含めて「まちづくり」なのかということに疑問を持ったからです。

委員D：おっしゃることはよくわかります。ただ、「市政運営」というのは、「よりよいまちづくりに資するための活動」だと思いますので、どこまで市政運営に入るかどうかということに拘る必要はないと思います。

私は、今の案の「公共的活動」という言葉を、もう少し広く捉えられるような言葉に変えて、「市政運営」はそのままでよいと思います。

それと、先ほどから、「市職員も市民」だという話がありました。この考え方自体は間違いないと思いますが、これは市の職員だけではなくて、私たちが会社に勤める場合には、会社の人間として会社の立場で話さなければならないこともあるわけです。ですから、「市職員」としての立場と「市民」としての立場があっても当然だと言えるので、気にしすぎることはないと思います。

委員F：まちづくりの定義の中には、「市政運営」という言葉を残しておいた方がよいと思います。結局は生活していくうえで、いろいろと市に関わってきますので。

嶋田先生：再度、確認なのですが、庁内P Tの方が質問された内容についてです。条文案では、「まちづくり」の定義を、「住みよい地域社会を目指して行う公共的活動及び市営運営をいう」としていて、この定義が疑問だということなのでしょうか。それとも、説明としての記述で、「地域住民が行う公共的活動と市が主体で行う地域づくり（市政運営）」とありますが、この市政運営の定義が疑問なのでしょうか。

庁内P T①：市が主体で行う地域づくりだけを「市政運営」としてよいかどうかということです。

嶋田先生：「市政運営」というのは、幅広く捉えることができますから、定義しないことによって、より広くカバーできるので、残しておいた方がよいという解釈もできます。そうではなくて、ここに「市政運営」と書いてしまうと行政側にとってやりにくくなってしまうということを考えられるとすれば、それに対しては一部の市民だけが影響を与えることにならないように透明性を高める仕組みを明

示するのが重要なのかなとは思いますが。

それでは、＜自治の基本原則＞については、内容を見直していただく。「市」「市議会」「市民」の順番については、原則として「市民」「市議会」「市」ということにしていただいて、違和感がある箇所については個別に議論するということで。

次に、＜市民の権利＞について意見はありませんでしょうか。

委員A：熊本市の条例にあるように、冒頭に法的権利があることを明記した方がよいような気がします。

嶋田先生：確認の意味で、日本国憲法及び法令に定める権利は有しているということを表して、それにプラスしたところで、自治基本条例で権利を保障するとした方が、はっきりわかってよいのではないかと思います。

委員A：四国中央市の条例には、市に対する意見提案権まで規定されていますので、これもいい内容だと思います。

嶋田先生：四国中央市の条例に規定されている市民の権利には、「行政サービスを受ける権利」を書いています。地方自治法第10条には、「住民は行政サービスを受ける権利を有する」と規定されています。比較するとわかりますが、市民の範囲を広げると行政サービスを受ける権利主体が拡充するということになるわけです。そこをどう考えるか。

以前からの会議で議論があったこととして、周辺地域に居住するお年寄りの方々が草刈が難しいような状況であっても、地域の協働ということでさせられているような話がありました。ですから、「行政と市民との役割分担を線引きし直すようなものについての提案権」が入っていいのかなという感じがします。どのように書き込むかは難しいと思いますが、一度検討していただきたいと思います。

委員A：「提案する権利」と書いて、今おっしゃったように読み込めばよいのではないですか。

嶋田先生：それも一つの手ではあります。ただ、その場合にはきちんと解説にどういう意味の提案かということを書いた方がいいと思います。日田市の自治基本条例に独自性を持たせるのであれば、線引きのし直し権みたいなことを入れ込むと全国的に注目されることになると思います。

それでは、次の＜市民の責務＞について何かありませんか。

委員A：市民の「責務」にしないで、市民の「義務」では駄目なのではないでしょうか。

嶋田先生：学者の考えからすると、「義務」という言葉は、「国家」と「市民」のように、国家が上にきて市民が客体で義務を課すということになります。「市民が主体である」ということからすると、「自分に責任があるから義務を果たす」というように主体性を示すために責務と言う言葉を使うべきということがあります。

おそらく自治基本条例を全国的に調べてみても、「義務」としているところは、ごく少数だと思います。また、「市民の義務」と書いてしまうと、今の案のように

多くの内容は書けないと思います。

委員A：よくわかりませんが、個人的には、「義務」というイメージがあります。「義務」という言葉が合わないということであれば、「責務」よりも「役割」という言葉の方がいいような気がします。

嶋田先生：この場では、決まらないので、もう少し多くの自治体の条例を見ていただいて「義務」としている例と「役割」としている例がどの程度あるのか調べてください。他に何かありましたら。

委員D：市民の責務の中に、「市民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとする」とありますが、「配慮」という言葉ではなくて、他に何かふさわしい言葉がないか考えていただきたい。「配慮」というと余りに第三者的な言葉使いのように感じられます。

それと、この市民の責務の項目は、条例の中でも極めて重要なものだと思います。そう考えると、5番目に「市民は、職員の責務について、可能な範囲内においてその履行状況の確認を行い、自ら評価をするよう努めるものとする」と書かれていますが、言うだけで終わるなら、このままでいいと思います。ただ、具現化策を条例に書くのは合わないかもしれませんが、解説やその他の仕組みで示すようにしないと身の無いものになるはずです。

庁内PT②：今、委員さんが言われた仕掛けというのは凄く難しいものになると思っています。市民からの評価となると尺度などいろいろと決めないといけないわけですから、制度を作ったうえで条例に書き込むのか、もしくは、そうではないのか。議論が必要になるのかなと思ったところです。

嶋田先生：この話は、元々は「市職員でも頑張っている人はいるわけだから、市民は文句ばかり言わず良い職員は褒めてあげなさい」というのが始まりです。今の条文案では、ニュアンスが伝わりませんが。

委員D：このように条文案に書いているだけでは意味がないので、具体化策を条文に書き込むのは合わないとしても、何らかの手段を考えて示しておいた方がよいと思います。

嶋田先生：これはあくまで「市民の責務」なわけですね。行政側が仕掛けを作る必要はありません。「頑張っている職員もいるから、文句ばかり言わずに褒めてあげましょう」というのを、市民の責務だと書いているわけですから。はっきりと仕組みを作るといっても、市民の心構えという意味合いでよいのではないのでしょうか。

委員D：前回の会議で話があったかもしれませんが、今後どのように条例制定に向けて進んでいくのでしょうか。

嶋田先生：3月を目標に、この【たたき台案】をまとめて、【たたき台】を作ります。

す。それをベースに各地区で説明会をし、平行して審議会的な位置付けの会議を立ち上げ、その会議の場で各地区からの意見なども踏まえながら最終的な案を固めていくという流れです。

委員D：最高規範というくらいですから、幅広く意見を取り入れていくことになるわけですね。ただその中で、今までの議論の結果、作り上げてきたことが大幅に否定されると悔いが残りますので、どのような流れで進むのかなと思ったところ です。

嶋田先生：条文案に入れ込むことができなかった場合には、きちんと理由付けが必要ですし、大幅に否定されるようなことはないと思っています。いろいろな意見がありそうな微妙な内容については、市民ワーキンググループ会議だけの独断で決定することはできません。反対があれば考え直さないといけないと思っています。ただ、この場でみんなが納得できるような内容については、修正できないし、させたくないと考えています。

庁内PT③：ひとつ気になったのが、先ほどから話題に上がっている、職員を評価する条文の中に「可能な範囲において」と書かれていて、ここだけ消極的な姿勢が感じられるのですが。

事務局：この件について補足しますと、「頑張っている職員を応援できたらいいな」というのは、市民ワーキンググループの方の意見です。事務局側としては、これは条文化しにくいというのがあったのですが、議論に出てきたことは条文化するという話でしたので、若干文言がおかしいとは思いますが、条文として見える形にしています。そして、文言やそもそも条文化すべきかどうかということまで含めて議論していただきたいと思っています。

嶋田先生：これについては、最後に入れ込むかどうかを決めたいと思います。そのためにも、ニュアンスが出るように修正はしていただきたいです。

5、市民フォーラムについて

【3月23日（金）開催予定の市民フォーラムの説明をする】

6、その他

【次回会議は、3月6日（火）19時から302会議室にて開催】